

下水道排水設備指定工事店の申請書に関する押印省略等について

那覇市排水設備指定工事店規程の一部改正に伴い、押印の見直しを行いました。

- ①個人事業者については、本人の署名※¹とします。(押印省略)
また、従来どおり記名※²押印もできます。
- ②法人については、従来どおり記名押印とします。
- ③押印欄のある旧様式については、押印せずにそのまま提出することができます。

※1 「署名」とは、自署（自筆による名前・サイン）を指します。

※2 「記名」とは、自署（自筆による名前・サイン）以外によって記された名前を指すもので、パソコンやゴム印などで予め印字されているものです。

	署名	記名押印
個人	○	○
法人	×	○